

論文 | Article

税制による財源確保の限界に関する財政学

Public Finance in Theory regarding Limitations of Securing Resources by Tax System

中村 宙正

NAKAMURA, Hiromasa

尚美学園大学

総合政策学部非常勤講師

Shobi University

2021年6月

June.2021

税制による財源確保の限界に関する財政学

Public Finance in Theory regarding Limitations of Securing Resources by Tax System

中村 宙正

NAKAMURA, Hiromasa

[要約]

法定通貨の必要性を確認することは民主主義のもとでお互いの尊厳を認め合うことであり、公的部門の財源を税源に絞るならば、国民の命がもたない。量的・質的金融緩和、所得連動型給付金制度は切実だが、公的な債務を膨張させ税制に負荷がかかり、世代間の公平性に課題が残る。生活保護は世帯ごとを基準とするため、本当に苦しむ個人に資源が届くか、不確実性がある。デジタル庁の創設、マイナンバー制度を活用した即時給付は支持され、その財源確保に向けて純資産性を伴う方式として金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令に基づき、取引参加者のあいだで市場関係者地域通貨の流通を促す公債市場補完制度を採用するよう提示する。

キーワード

財源確保、公務細分化配分、市場関係者地域通貨、公債市場補完制度

[Abstract]

It seems that there is no reasonable relationship between tax system and securing financial resources in public sector. National economy would put more pressure on public policy about the risk of private sector, so it could be said that the way of public finance might be independent of public debts. The times are right for establishment of a new equity market while creating jobs and effective demands. The complement system of public bond market, which is composed of NOMAD System and SETS, is a strong possibility for fiscal reconstruction. NOMAD System means the mechanism of Nominated Adviser which is one of the market of initial public offerings by human discretion. There are some specific investors (professional investors) and small and medium enterprises, so this research points out to establish Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS for facilitating specific institutions and SMEs to advance into new public affairs. SETS accepts a method of Local Exchange Trading System; LETS because SMEs also have the authority to issue Sets currency by two-way communication. It will be resolved McMillan Gap. Subdivision allocation for public affairs can at least guarantee fiscal sustainability because SMEs can be funded from SETS and NOMAD System on Equity (Net Assets) in the whole economy.

Keywords:

Securing Financial Resources, Subdivision allocation for public affairs, Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS, The Complement System of Public Bond Market

1. 序論

所得連動型給付金制度が提唱され¹、また大規模な金融緩和を継続することに苦慮していることが伺えるなかで²、税制による公的部門の財源確保には限界が生じていることを財政理論として提示する。厚生経済学の第二基本定理にもとづき、市場競争の初期条件を適切に変更する方法として財政の機能は求められるが、公平性など市場補完の実現を税収のみを軸に維持することには無理がある。

国民負担とは租税負担および社会保障負担にもとづくが、税制の限界にたいし、年金、医療、介護の負担増でまかなうことを論じようとしているのではない。抜本的に新たな財源確保の方法を検討するにあたって、既存の税制では対応できない状況にあることを論述しようとするのである。自国通貨建てで公債を発行する限り財政破綻は生じないが、そのために負荷を国民に担わせる手法を採用しないよう促してゆく。

これまでも日本の財政には限界が生じていたことは指摘されており³、建前的な税制の仕組みでは国民の負託に応えられないと考察されてきていたことが分かる。そのため、文書作成を通じて財源を捻出する限界な働き方が生じ、不公平感が広がり、不公正として見做される場合に、不正は発覚する。財源を税源のみとする原理を強要するならば忖度が副作用として生ずるときがある。

赤木ファイルとはなにか、その定義についてここでは敢えて言及しないが⁴、これらを公表することは赤木俊夫氏が公文書改ざんを行った経緯を奥様である雅子氏に明白にすることであり憚られる。しかし、その公表を雅子氏が求めることは、俊夫氏の生きた証を後世に残す意思として、肯定的に受け取ることができる。赤木夫妻の心に寄り添う多くの方々の努めにも愛が存在する⁵。

財源を捻出するために公文書の事実が歪められた事例が、日本の官僚機構・公的機関において随所に見られたことを推察すると、財政の現場を担う職務に当たられた方々に深い敬意を表し、美しい国の実現のために働き方の改善と国民の担税力向上を促進する必要性を考えさせられる。人間として相応しく生きるよりよい社会の構築を求めて、水源、電源が充実した中での財源のあり方を検討する。

2. 財政の必然性

2.1. 法定通貨の必要性

衣類、食糧、住居など生活に必要な物資について配給制に現状ではなっていない理由の一つは、法の下に平等な社会が成立しているからである。すなわち法律で定められている通貨を媒介とし、各位が真に必要な物資がなにか、それぞれ各位でなければ分らない状況にあることを鑑み、法定通貨（法律で定められている通貨）を用いて必需品を確実に入手できるように努めている⁶。

あるいは勤労の義務があり、仕事を通じて収入を法定通貨で得ることによって生活に必

要とする物資を入手できるようになっている。納税の義務においても、物納や労役ではなく、法定通貨によって納付する。社会保障負担も同様である。ただし法定通貨を入手する際は、税務署が確認をしているため自動的に徴税される。手元に残る法定通貨から、更なる他の負担分を支払う。

法定通貨の価値は、管理通貨制度のもと中央銀行法によって裏付けられている。中央銀行は、発券銀行、銀行の銀行、政府の銀行であるが、物価の安定を役割とする。暮らしにおける安心、安定の条件である。言うまでもなく貨幣とは必ずしも法定通貨だけではないが、法定通貨としての機能が小さければ小さい国ほど、その国民は生きることそのものが成立しない状況に現状では置かれている。

自給自足が現代の状況のもとで可能であると判断される立ち位置は、多くの方々の平均や標準の水準よりもはるかに豊かな経済力を背景とする。農林水産資源を活用できる土地があり、技術においても農業であればスマートアグリを標準と出来なければ、自給自足は達成されない。多数の方々にとっては法定通貨を用いた媒介に依らなければ、生きることそのものが成立しない。

法定通貨の必要性を確認することは、民主主義のもとでお互いの尊厳を認め合うことであり、命にかかわることである。衣食住の不足は従業において礼節を損ねる。御恩と奉公という言葉の通り、支給があるからこそ生産活動を開始できる。決して拝金主義を意味していない。現物支給ではなく金銭給付である生活保護の趣旨を捉え、法の下に生きる命をすべてのひとに届ける必要がある。

日本は、第二次世界大戦で敗戦した後進性のある国であり、間接民主制のもとアメリカ合衆国との連携を模索しており、ユーラシア大陸の諸民族との協調性も問われている。ただし日本語、日本円、日本の法制度・商慣行を基礎とする経済圏は、グローバル経済があらゆる課題に直面する状況下、比較的安全な法定通貨を基軸として保つ範となる役割によって活路を見出すことができる。

2.2. 財政民主主義

日本国憲法第八十三条によって我が国において根拠とされる財政民主主義⁷、国民の代表による議会での予算制度を通じた財政権の掌握を合法化するものである。歴史的に形成された財政民主主義の諸原則は、通常、歳入法定・租税法定の原則、予算承認の原則、決算審議・予算執行監督の原則、下院優越の原則、によって構成される。

財政の本質的特徴には「強制獲得経済」（井藤半彌先生）、「強制的な方法による物資労働の徴収および非交換的処分」（阿部賢一先生）、「社会的経済余剰の権力的配分」（林栄夫先生）などの性格があるため、法による支配、すなわちこれら財政の本質的特徴を立法によって定められた法の下に統治する表現が財政民主主義である。

しかし財政民主主義の限界は指摘されており、財政民主主義の形骸化、民主主義の危機が憂えられるようになって久しい。佐藤進先生と関口浩先生は、その理由として、私有財産制と自由競争等の原理（不平等の拡大）、代議制議会の運営上の難点（民意を必ずしも反映しない）、官僚制機構の肥大化、財政の経済政策的機能（佐藤進・関口浩（2019, p.19））、を指摘している。

ただし、不平等の拡大を財政によって調整する、代議制の難点にたいし官僚制や政府に

権限を一部移譲する、財政の持続可能性のために公務および公職の業務を民間部門に分割移譲するなど、それぞれの長所・短所を補い合う側面もある。代議制議会の運営については、マス・コミュニケーションにより国民に明瞭性が保たれるよう対応しているが、その寡占性が課題となっている。

2.3. 財政の機能

資源配分の調整機能、所得再分配機能、経済安定化機能を、財政の3つの機能というが、財政学者リチャード・エイベル・マスグレイブ（Richard Abel Musgrave）は有効需要政策を前提としたパレート最適を目標とする財政理論を提示している（Musgrave 1959）として学説的評価を受けている。すなわち効率性と尊厳を同時に成立させる価値にもとづいている。

パレート最適とは価格メカニズムによって成立し、純粹交換経済では価格比による機制があらわされているが、その理念が現実に適用されるなかで、価格とは法定通貨によって数えられている数値であり、すなわち法定通貨の必要性和合致する。厚生経済学の第一基本定理にもとづいて競争均衡を目標としつつ、その均衡は複数・無数にあるため、厚生経済学の第二基本定理にもとづき市場経済の初期条件を適切に変更することが財政の役割である。公共財、準公共財をはじめ政策上の観点から公共部門によって財・サービスが提供され、市場補完が成立している。

この市場補完を成立させてゆく過程において、有効需要政策（貨幣の裏付けがある需要を喚起する政策）を適切に実行してゆくならば、経済効果は着実に財政の好循環を導いて然るべきである。プライマリー・バランス（基礎的財政収支）の健全化を求める動きは、公債価格付けを維持する必要があるからであるが、景気が安定する局面をむかえるまで緊縮財政は逆効果をもたらす。

ただし公債償還の財源は究極的には税源であり、人間の能力形成の過程が必ずしも競争的ではないことから、市場補完を導く有効需要政策の財源が公債発行だけに今後将来も頼れるかどうか定かではない。物価上昇にあわせて税率を変更できれば理論上は政策経費を無限大に用意することができるが、公債発行と通貨発行を増加させ続けてゆくことは、公的部門のバランスシートにおいて債務を膨張させる。法律上、返さなければならぬ資金である。税収によって人間として相応しい暮らしを国民が享受できる財政の好循環を実現するため、税制の限界に挑む必要がある。

2.4. 税源の限界

法定通貨の必要性、財政民主主義、財政の機能を鑑みると、税源のみで財政が成立すると判断されえない。とくに有効需要政策は貨幣の裏付けがある需要を喚起する方法であり、生産活動がより評価されるよう、経済計算され所得向上と担税力強化につながる工夫が直ちに求められている。公債は将来世代からの税収を前提としており、税制の範囲内であると考察される。

なお、印紙収入の一部である手数料収入、事業収入が、税源を補う主要財源となることは検討されえない。なぜなら、その方法は、権力を背景とする民業圧迫につながっているからである。

税源の限界を指摘することは妥当か、精査する必要はある。2008年にノーベル経済学賞を受賞したプリンストン大学のポール・クルーグマン教授は、2013年に出版されている共著書“Should We Tax the Rich More?”のなかで、金持ちに課税することを主張されている（Paul Krugman et al. (2013) Chapter 1.）。米バイデン政権のグローバル企業への課税を強化する国際的なルール作りでも、課税対象を高い利益率の企業に絞る案（日本企業は課税対象から外れる公算）が示されている⁸。多額の租税を納付できる少数の立場が影響力を持ち、競争勝者の価値観だけが公的部門での政策形成を支配する可能性がある⁹。税源の限界を対処療法で克服すればよいのではない。

むしろ「ごく少数の立場が納税すれば財源を確保できるから、多くの人々から納付される分については考慮すべき対象ではない」という世界超一流の政治家・経済学者による見識そのものが、税制の姿について限界を物語っているのではないか。

3. 税制による財源確保の限界

3.1. 税制の意義

税制は、納税額の多寡によらず、法定通貨での取引そのものを公認する意義がある。多様性を尊重する価値基準に従い、法の下に各経済活動を追認する。場合によっては倫理および道徳を考慮していない。納税を認めることによって、その取引そのものを認めることになるからである。収入や財産の大きさを理由に徴税するならば、過去のあり方によってもたらされた現代社会に潜む格差を容認してしまう。

3.2. 租税政策の限定性

現代経済学におけるメカニズム・デザインの議論に基づくと、税制としての法人課税の枠組みの有効性を確認する必要がある。小山光一先生によれば「国は、一定の税収を維持しながら、法人のインセンティブを誘発して社会的に望ましい政策目的を実現しようとしている。これに対し法人は、税法という制度の中で合理的な選択を行う。（小山光一(2003, p.417)）」とある。租税政策によって現代経済の課題を克服する方法には限定性があると判断される。法人各位の判断が公共性を維持する志向性を保つよう、フリー・フェア・グローバルな税制を整えておく必要がある。

あるいは社会保障と人口問題について、古くは矢野秀利先生は「国債による財源調達には、国債の購入者の多くが若年世代であり、その償還が次世代の若年世代の租税に頼ることになる限り、年金の世代間再分配効果を強めることになる。（矢野秀利(1987, p.187)）」と検討されてきた。我が国における今後将来の人口構成を念頭に置くと、租税政策は極めて限定的になると考えられる。

3.3. 歳出削減の限界

歳出の無駄に関する研究を考察すると、井堀利宏先生によれば「国民の多くが必要と感じている歳出でも、別の国民からみれば無駄というものはかなりある（井堀利宏(2008, p.199)）。（中略）単年度主義の原則も無駄を生む土壌である。これは、一度決まった予算額を年度内にすべて消化する仕組みであるから、事後的に不必要と判明した事業も執行される傾向がある。むしろ、単年度主義の制約をゆるめて次年度に繰り越しができる方が、

無駄の削減には有効である（井堀利宏（2008, p.214））。（中略）相対的に無駄な歳出かどうかは、歳出の便益をコスト（税負担）と相対的に比較することで初めて判断できる。そのためには政府の予算編成に国民がコスト意識をもつことが不可欠である。有益とみなされた歳出でも無駄はあるし、逆に、結果としての無駄な歳出にも事前の意味では有益なところもある。絶対的な無駄ばかりやり玉に挙げないで、政府の歳出全体の内容を見直すことで、歳出全体の改革も進む。さらに、大きな無駄を削減するには、小さな無駄を認めることも有効である。無駄を完全になくすという理想論を振りかざしても、現実的には機能しない（井堀利宏（2008, pp.220-221））。」

予算の編成過程から考察すると、神野直彦先生によれば「予算の審議・決定の期間が短いということは、事前性の原則から好ましい事態ではない。それは議会の予算議決権が形骸化していて、被統治者が議会を通じて財政をコントロールするという財政民主主義が、機能不全に陥っていることを示していると考えられなくもない。（中略）各省庁が概算要求を提出する時点から、与党の政調会とのすり合わせが行われている。復活折衝でも、政調会の部会ごとに復活要求する重要事項を決め、各項目ごとに優先順位をランクづけて、財務省に送付している。さらに、大臣折衝でも決着をみない問題は、与党の幹部が顔を揃える党折衝で決定されている。こうして多元的利害の「依頼人」からの利害調整は、日本では予算審議以前の「密室」で、すでに織込み済みとなってしまうのである。（神野直彦（2007, p.130））」歳出削減による税制からの財源確保には限界が伺われる。

3.4. 金融緩和の限界

公的部門の財源を税制体系ではなく将来の税収に期待する方法が公債発行による調達である。確かに物価上昇にあわせて税率を引き上げることができれば、理論上は均衡が成立するため財源は無限大に存在すると考察することはできる。

量的金融緩和は古くは1690年代のイングランド銀行の歴史にも見ることができる。「イングランド銀行は、ウィリアム3世の新しい王朝の直接的な必要性によって生み出された。つまりこの王朝はヨーロッパとの緊張の高まりにつれ財政上の困難にみまわれていた（中略）イングランド銀行の設立後120年間のほとんどの間、国家は戦争を準備するか、実際にしているか、戦後の経費削減をしているかであった。（中略）イングランド銀行の主要な任務は財源をなんとか確保して国家を助けることであった。（浜田康行訳（1996, pp.6-7））」¹⁰ ピーコックとワイズマンはイングランドの財政史から「経費膨張の法則」を導き出したことで知られる（Peacock, A.T. and Wiseman, J. (1967)）。そうして理論上は公的部門の財源が無限大に存在するとしても、世代間の公平性が保たれなければ、いつの日かどなたかの尊厳あるいは命を奪うことになる。

質的金融緩和は、マイナス金利政策として中央銀行が民間金融機関からの預け金に一定程度の手数料を徴取する方法で現在は採用されているが、それは民間部門においての資金融通を促進させる目的で始められている。大田弘子元経済財政担当大臣は、2002年の著書『良い増税、悪い増税』第7章のなかで、納税者番号の導入が不可欠であることを指摘している。マイナンバー制度が普及し、デジタル庁が設置される現時点としては、個人の預金口座に接続しキャッシュレス社会の構築に向かうなかで、マイナス金利政策が個人にも適用されてくることにも言及せざるをえない。それは、現在、日本銀行が採用している

金融緩和の延長線上での徴税そのものに、ほかならない。「現金にマイナス金利を付ける（岩田一政他編著（2016, p.331）」などの表現もある。それは国民が法定通貨を使用する法務としての行為を徐々に剥奪されてゆくことを意味する。

ドーマー条件として知られるように、財政の持続可能性を維持するためには、経済成長率が、公債の名目利子率を常に上回らなければならない。経済成長率がゼロ以下になる事態も想定して、マイナス金利政策を導入しているわけだが、企業財務と証券市場の研究にあるように、国民経済を負債性ではなく純資産性をもって整えてゆくよう投資家と企業が連携できるメカニズムの構築が必要とされている（坂本恒夫・鳥居陽介編著（2018）第12章）。

3.5. 公債市場補完制度

公債市場補完制度とは、指定アドバイザー制度における取引参加者のあいだで流通が可能な市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）を組み合わせる新たな金融制度である、と定義する。裁量的な新規株式公開市場を基軸におくため、純資産性のある市場補完メカニズムを新設するよう促進することができる。なお、マクミラン・ギャップ（中小企業の長期資金調達の高難性）を同時に解消することができる。

市場関係者地域通貨（SETS）は、指定アドバイザー制度の取引参加者のあいだを円滑に取り持つよう本研究によって構想されている相対（あいたい）取引を前提とした通貨である。地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System; LETS）（Kichiji and Nishibe 2011）を応用し、すべての取引参加者に通貨発行権があたえられる方式を検討している。

日本国債の格付け維持を共通の理念とし、日本地域の経済基盤を整備することで資産運用においてのリスクを軽減できる特定投資家の連携を図る。双方向での合意形成に基づいた経済取引を可能とする通貨発行権を取引参加者のすべてに付与する方式によって、民間部門が主体となり、緊急時をはじめ状況を見極め、率先して公共経済における網の目を維持してゆくことができる。

中小企業は、細分化された公務を受託し、本業と周辺業務に今後将来に向けた可能性を拓いてゆく。事業に肯定的な機会を得るのであり、機会そのものが便益（benefit）であり、財政からの予算配分を受けない。ただし必要経費をSETSによって調達できるようにする。したがって公的部門の歳出を劇的に削減することができる。公務の受託企業はその実績を事業広告に活用できる。

公債市場補完制度の整備を通じて、東京市場は国際金融センターとしてのプレゼンスを高め、税収を確保する。整備事業を行うなかで日本社会の醸成を促し、人材の新たな登用と育成を推進する方法で、有効需要政策を展開する。

中小企業はSETSの黒字と引き換えに、指定アドバイザー制度を通じて新規株式公開を実現するが、同時に、出資に応じられた特定投資家と株式会社制度を通じての連携を図ることができる。出資者の知見を参考にして事業を展開することができ、また新たな顧客の開拓や販路の拡大などを展開してゆくことができる。雇用の維持・創出につなげ、市場競争を伴いながら人材育成を高度化できるようになる。

財政支出は、外交・通商・安全保障、医療・公衆衛生、教育・技術・科学、環境など、公共部門に特化させることができる。海外との関係においては、お互いが人間どうしとして信頼し合い、非暴力を尊重し続けることができるよう日本国憲法のあり方を維持するようにし、現実的な対応が求められる事項については、迅速で適切な手法がとられるよう、実務者の職務を尊重する。

物価上昇が見られないほど市場競争が激化していること、マネーサプライの管理を行う政策が成熟してきていることを鑑み、あらゆる職種を担う方々に金融リテラシーに関わる人材育成を展開してゆく局面にある。他方、格差と分断を是正しようとする動きも求められる。どの方にも雇用を用意し、能力を丁寧に身につけてゆくこと、法定通貨を活用でき生涯に見通しを立てつつ、租税負担、社会保障負担を行ってゆく民主主義に根差した経済制度を希求できる。成果によって賃金を評価する部分を年収1,075万円をこえる範囲とする現状を維持し、お互いの能力を補い合う職場形成に努める。完全雇用が実現されるまで職を提供し続け、人材の有効な配備を検討しつつ、有効需要政策の推進と失業率の低下を進行させる。法制度・会計制度の整備、商慣行の勘案、データ分析、デジタル技術など、整備を重ねてゆくなかにも実務者の役割が見受けられる。

ブロックチェーン技術の安定性により、市場関係者地域通貨（SETS）の取引記録を残すことは可能である。また、SETSの通貨1単位（1set, 2sets, …）当たりの価値を1,000万円程度とし、一般の家計では用いられないようにする方法については、その4分の1程度を通貨1単位の価値とする仮想通貨が既に実在しているため、特定投資家を対象とすることを鑑みて理解されうる。

公務細分化配分を行うにあたって必要経費をSETSで調達できるようにするが、労働関係法令に基づいて雇用され勤労する方々に過重な負担が生じないように、勤労者を十分に尊重すべき連合（日本労働組合総連合会）が登記人を、産業界を主導する経団連（日本経済団体連合会）が受託人を、厚生労働省が調整役を担う方法について、理解を求めてゆく必要がある。

なお、厚生経済学の第二基本定理にもとづき市場競争の初期条件を適切なかたちに変更できる公債市場補完制度によって確認されるデータの数値は、財政統計の新たなローデータ（raw data）となる。これまで法定通貨によって強制通用力を背景に展開されてきた経済取引の結果ばかりでなく、人間の尊厳と命を大切にす理念や価値観を含めた現状分析が可能になる。

4. 結論

財源を税源のみに絞るとするならば、国民の命がもたない。生活保護は本当に苦しむ個人に資源が届くか不確実性があり、世帯ごとではなく、マイナンバーを活用した即時給付は必要である。所得連動型給付金制度のような代替案も提唱される現況にある。純資産性を伴うように公的部門の財源を確保するよう、指定アドバイザー制度のもとで市場関係者地域通貨（Shikohkankeisha Exchange Trading System; SETS）の流通を促進してゆく公債市場補完制度の整備を通じ、買う力が売れる力となるよう有効需要政策を用意し、担税力を強化することにより財政の持続可能性を保持する。国民の命のため十重二十重に手段を用意し限界に挑む必然性が財政学には存在するのである。

注

- 1) 小林慶一郎 慶應義塾大学経済学部教授 により提唱されている。詳論は、日本経済新聞 (2021年2月16日(火)) 朝刊「経済教室」などを参照。
- 2) 新型コロナウイルスの影響などで2%の物価目標の実現が遠のく中、日銀は副作用に配慮しながら大規模な金融緩和を継続することに苦慮していることが伺える (NHK ニュース 2021年5月6日(木) 12時3分)。
- 3) 財政新時代とよばれたころには、すでに指摘されていたと判断される。福田赳夫大蔵大臣は昭和40年度補正予算 (1965(昭和40)年11月19日) において、建設国債の原則 (財政法第四条) に従わない赤字国債の発行を第二次世界大戦後初めて決定している。財政赤字の累増メカニズムと当時の大蔵省・日本銀行の政策判断に関する研究については、井出英策 (2017) がある。
- 4) 麻生太郎副総理兼財務大臣は、2021年5月10日、衆議院予算委員会の集中審議において、「赤木ファイル」という定義が意味するところはよく分からない、と述べている。どこからどこまでを赤木ファイルと言うのか、公文書を担当する業務・作業の経緯について書き留められたそれらの資料はすべて、言葉によって財源を捻出しようとした、すなわち無から有を創り出そうとした「日本の財政」の歴史の一頁である。
- 5) 鳩山由紀夫元総理大臣は、2020年8月29日、自身のツイッターに、安倍晋三元総理大臣が政権を離れる折り、ねぎらいの意を伝えるとともに、赤木俊夫氏の墓前に夫婦で参ることを勧めている。報道関係者、政権与野党、司法による判断などに広く、赤木夫妻への敬意が後にあらわされることとなっている。
- 6) 生活保護制度においても、現物支給ではなく金銭給付を原則としている。
- 7) 日本の財政については日本国憲法第七章 (第八十三条から第九十一条) に規定されている。
- 8) 「グローバル企業への課税強化 米は高利益率企業に絞る案を提示」NHK NEWS WEB (2021年5月9日 12時20分) … グローバル企業への課税を強化するルール作りは、企業が本拠を置く国だけでなく、事業を展開している国にも利益を配分することがねらいで、OECDの加盟国を中心におよそ140の国と地域で作るグループが交渉を進めている。課税の対象とする企業について、アメリカは一定規模以上の収益がある100社程度とする方針を示し、この中で、売り上げに占める利益の割合＝利益率が15%や20%など高い水準の企業に絞る案を示している。この高さの利益率で課税対象を絞ると、アメリカの巨大IT企業やヨーロッパの製薬大手などは含まれる一方、日本企業は多くは外れる公算が大きい。
- 9) 厚生経済学の第二基本定理にもとづいて、どのようなパレート最適な状態が望ましいか検討されたうえで、財政が市場補完の役割を果たし、競争均衡を実現しようとしている。望ましい状態とはどのようなか、価値判断とかがかわっている。普遍的価値を導くように、なにかひとつのパターンで絞られた方々だけに公的部門の意思決定を委ねてはならないと考えられる。
- 10) リチャード・ロバーツ/デーヴィッド・カイナストーン編、浜田康行/宮島茂紀/小平良一訳 (1996) 『イングランド銀行の300年』東洋経済新報社、pp.6-7。

引用・参考文献

- 井出英策（2017）「福田財政の研究：財政赤字累増メカニズムの形成と大蔵省・日本銀行の政策判断」日本銀行金融研究所『金融研究』2017年7月。
- 井堀利宏（2008）『「歳出の無駄」の研究』日本経済新聞出版社。
- 岩田一政他編著（2016）『マイナス金利政策』日本経済新聞出版社。
- 大田弘子（2002）『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社。
- 小山光一（2003）「法人課税の構造」『経済学研究』（北海道大学）第52巻第4号、2003年3月。
- 坂本恒夫・鳥居陽介編著（2018）『企業財務と証券市場の研究』中央経済社。
- 佐藤進・関口浩（2019）『(新版) 財政学入門』同文館出版。
- 神野直彦（2007）『財政学〔改訂版〕』有斐閣。
- 矢野秀利（1987）「社会保障の財政」米原淳七郎編『現代財政入門』有斐閣双書。
- リチャード・ロバーツ / デーヴィッド・カイナストーン編、浜田康行 / 宮島茂紀 / 小平良一訳（1996）『イングランド銀行の300年』東洋経済新報社。
- Kichiji, N. and Nishibe, M. (2011) The comparison in transaction efficiency between dispersive and concentrated money creation, *Discussion paper series, A 237*, Graduate School of Economics and Business Administration, Hokkaido University.
- Musgrave, R. A. (1959) *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, McGraw-Hill.
- Paul Krugman et al. (2013) *Should We Tax the Rich Move?*, Aurea Foundation.
- Peacock, A. T. and Wiseman, J. (1967) *The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom*, Unwin Univ. Press.

